

雇児発 1216 第 2 号
平成 27 年 12 月 16 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

認可外保育施設の設置届出等について、「社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論の取りまとめ（平成 26 年 11 月 19 日取りまとめ）」を踏まえ、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 171 号。以下「改正省令」という。）が、別添の通り平成 27 年 12 月 16 日に公布されたところであるので、下記の事項に留意の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

記

1. 届出対象範囲の拡大について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という）第 59 条の 2 に規定する届出（以下単に「届出」という。）については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 49 条の 2 及び第 49 条の 3 において当該届出を行う施設の範囲が規定されている。この届出については、原則として、1 日に保育する乳幼児の数が 1 名以上の施設が行わなければならないこと。ただし、「少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるもの」に該当する以下の施設を新たに届出の対象外としたこと。

○設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児のみを保育する施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるものを届出の対象外とした。

（注）「密接な人的関係を有する者」とは利用乳幼児の保護者と親しい友人

や隣人等を意味するところであるが、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となること。

2. 届出事項の一部改正について

規則第 49 条の 3 に定める届出事項として新たに以下の事項を追加することとした。

- 設置者及び職員に対する研修の受講状況（法第 6 条の 13 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設に限る。ただし、上記 1 のただし書に掲げる届出対象外施設を除く。）
- 子どもの預かりサービスのマッチングサイトの URL（子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する設置者の場合に限る。）

なお、法第 59 条の 2 の 5 第 1 項に規定する運営状況報告の事項を定める規則第 49 条の 7 についても同様の改正を行うこととしたこと。

※ 「子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する設置者」とは、規則第 49 条の 3 第 10 号及び同第 49 条の 7 第 14 号に定める「提供するサービスの内容に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態においてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた保護者が当該サービスの利用を目的として電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を利用して当該情報を伝達する設置者と相互に連絡することができるようにする方法（当該設置者のウェブサイトを利用する方法を除く。）を用いようとする設置者」をいう。

※ 「子どもの預かりサービスのマッチングサイトの URL」とは、規則第 49 条の 3 第 10 号及び同第 49 条の 7 第 14 号に定める「当該情報（提供するサービスの内容等に関する情報）を公衆に伝達するための電気通信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号」をいう。

3. 経過措置について

改正省令の施行日は一部を除き、平成 28 年 4 月 1 日としたこと。ただし、都道府県（指定都市及び中核市を含む。）においては、事務負担等を考慮し、平成 28 年 1 月 1 日より届け出を受け付けることができることとしたこと。このため、1 月 1 日より施行の日までの間に届出を行った者は、平成 28 年 4 月 1 日において届出を行った者とみなすこととしたこと。

また、1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の既存施設については、子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する場合、改正省令の施行の日か

ら1月以内にマッチングサイトのURLを届け出なければならないこととしたこと。なお、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の既存施設については、この改正省令の施行の日から1月以内に届出事項の全てを届け出なければならないこととしたこと。